

契約書添付仕様書

(必要なものに○印をつける)

※ 土木、建築工事関係

土木工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

建築物解体工事共通仕様書

木造建築工事標準仕様書

特記仕様の場合

（アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書）

（概算数量発注方式の実施に関する特記仕様書）

※ 業務委託関係

測量作業共通仕様書

用地調査等共通仕様書

工損調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書

土木設計業務等共通仕様書

特記仕様の場合

()

アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書

本工事を施工するに当っては、下記1～3の条件を満足する施工体制が確保できることとする。

また、契約締結後は、遅延無く別途配布の様式により下記の内容について、届け出ること。

記

- 1 自社と恒常的な雇用関係にある舗装施工管理技術者（（一社）日本道路建設業協会による資格）を本工事に専任で配置すること。

ただし、自社雇用の舗装施工管理技術者の本工事への専任期間は、一般に契約締結した工期ではなく、実際に舗装に関わる工事（表層工、路盤工等）の施工期間とする。

- 2 自社所有または長期リース契約により保持する舗設機械による施工が確保できること。

(1) 「長期リース」とは、6ヶ月以上連続したリース契約とする。

(2) 舗設機械とは、主たる工種を舗設するために使用する機械とする。ただし、特殊舗設機械（切削機、スタビライザー、二層同時敷き均しフィニッシャー等）は除く。

(3) 施工部門を分社化による連結決算の対象としている会社、または完全協力会社（直近の過去3ヶ年度（当該年度を含んでもよい）連続して各年度2回以上、アスファルト舗装工事の下請契約を行っている恒常的な協力関係にある会社）の保有する舗設機械は「自社所有又は長期リース契約により保持」と同等の扱いとする。

- 3 本工事の施工に当り、自社雇用の職長の他、同じく自社雇用のオペレーター、スクリードマン、レーキマン等の特殊な技能を持つ技能者（一般作業員は除く）が1名以上従事できること。

なお、施工部門を分社化による連結決算の対象としている会社、または完全協力会社（直近の過去3ヶ年度（当該年度を含んでもよい）連続して各年度2回以上、アスファルト舗装工事の下請契約を行っている恒常的な協力関係にある会社）の技能者は「自社雇用」と同様の扱いとする。

ただし、特殊舗設機械（切削機、スタビライザー、二層同時敷き均しフィニッシャー等）を使用する工事においては、この限りではない。

概算数量発注方式の実施に関する特記仕様書

本工事は、平面図、標準横断面図等により概算数量を算出して積算したものであり、設計数量は工事計画図書により確定するものとする。

(定義)

第1条 工事計画図書とは、契約後、受注者が現地調査及び測量を行い、結果を取りまとめた平面図、縦断面図、横断面図、小構造物図等の図面及び数量計算書をいう。

(実施方法)

第2条 本工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 契約後、受発注者で現場立会を行い、設計意図を共有する。
- (2) 受注者は、施工に先立ち現地調査及び測量を行い、工事計画図書を作成し、監督員に提出する。
- (3) 工事計画図書に基づき、受発注者協議の上、設計数量を確定する。
- (4) 監督員からの設計変更指示に基づき、工事を実施する。

(費用)

第3条 工事計画図書の作成に要する費用については、共通仮設費の準備費に「工事計画図書作成費」として積上げ計上している。工事計画図書作成費は、設計変更の対象とする。なお、工事計画図書の作成に必要な現地調査及び測量については、共通仮設費の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(その他)

第4条 受注者は、本工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。